

令和7年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業

「海外品種登録出願促進対策」の公募に係る Q&A

問1 今年度までの継続案件についても、申請書の様式のすべての項目に記載する必要がありますか？

答1 そのとおりです。申請書においては継続案件と新規案件は区別していません。

問2 「4.出願品種の概要（主要な特性等）」については、写真を添付する必要がありますか？

答2 写真を添付する必要はありませんが、記述だけで主要な特性を表現することが困難な場合は写真を添付いただいても差し支えありません。

問3 別添1-1の「6.出願国名（複数ある場合は、優先順位の高い順に記載すること）」については、複数の品種を通じた優先順位が異なる場合はどのように記載すればいいですか？（例えば、第1位：品種A・出願先国X、第2位：品種B・出願先国X、第3位：品種B・出願先国Y、第4位：品種A・出願先国Z）

答3 品種Aに係る別添1-1には「X、Zの順」、品種Bに係る別添1-1には「X、Yの順」とご記入ください。

問4 今回の公募と令和8年度当初予算で実施予定の公募とはどのように違いますか？

答 4 それぞれの公募は独立しているので、今回の公募で採択されなかった場合に令和 8 年度当初予算で実施予定の公募（以下「令和 8 年度当初予算の公募」）に応募いただくことも、令和 8 年度当初予算の公募だけに応募いただくことも可能です。ただし、現時点で令和 8 年度当初予算の公募がいつ行われるかは未定であり、令和 8 年度当初予算の公募の予算枠は、今回の公募に比べて大幅に少ないものとなることを見込まれます。また、採択された場合でも、植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業実施規程（令和 5 年 1 月 4 日付け 4 農技協第 78 号。以下「実施規程」とします。）第 5 の 3 の規定に基づく交付決定日より前に発生した経費は補助対象とならないことにもご注意ください。

問 5 継続案件の品種登録出願を断念すると判断し、支援申請を行わない場合、これまでの補助金返還の可能性は生じませんか？

答 5 支援申請を行わないことのみを理由とした返還は、生じません。

問 6 公募要件を満たしている場合には、すでに海外品種登録出願を済ませていて審査中の品種についても公募対象となりますか？

答 6 対象となります。ただし、採択された場合でも、実施規程第 5 の 3 の規定に基づく交付決定日以降に発生した経費のみが補助対象になります。

問 7 公募期間最終日の 3 月 24 日までに支援申請書の作成が間に合わない場合、公募期間終了後も支援申請を受け付けてもらえますか？

答7 公募における競争の公平性を確保する観点からも、公募期間終了後の公募申請の受理はできません。

問8 例年この時期に提出していた事業計画書類に代わって、支援申請を行うという認識  
いいですか？

答8 手続としては、支援申請→選定委員会での審査→採択→事業実施計画申請→事業実施計画承認→交付申請→交付決定となりますが、最速で4月1日に交付決定できるように可能な限り合理化を図りたいと考えています。なお、事業実施計画に用いる書類は、基本的に今回の支援申請に用いた書類をそのまま使えるように配慮しています。

問9 IIの「2 輸出事業計画（注2）に明確に記載されている輸出に取り組む品種か。」  
及び「3 フラッグシップ輸出産地（注3）に明確に記載されている輸出に取り組む品種か。」については、どのように判断すればいいですか？

答9 支援申請者が認定を受けている又は選定されている輸出事業計画又はフラッグシップ輸出産地に明確に記載されている品種である場合に該当することになります。（※当該計画等に出願品種の属する品目が記載されているのみでは対象外です。）

問10 IIの7にある「公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備」とはどのようなものですか？

答 10 農林水産省が令和 7 年 7 月に公表した「優良品種の保護・活用に関する指針」において、「品種育成者は、当該品種の栽培性、将来における国内外での市場性等を評価する枠組みを整備し、その評価結果に応じ、費用対効果も踏まえ、当該品種毎に知的財産権の取得や品種の管理・活用方針を検討し、決定する」とされています。なお、当該判断基準の整備については、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）の KPI に位置付けられています。

（参考 1）「優良品種の保護・活用に関する指針」

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/yuryo\\_hinsyu-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/yuryo_hinsyu-1.pdf)

（参考 2）「食料・農業・農村基本計画」

[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/attach/pdf/index-61.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-61.pdf)

（関係する記載は、18 ページ及び 88 ページにあります。）

問 11 支援決定の可否の結果はいつわかりますか？通知は来ますか？

答 11 公募期間終了後、速やかに選定結果を通知したいと考えており、予断できませんが 3 月 26 日中を目途としています。

問 12 育成者権管理機関の実態、誰が運営するどのような組織ですか？

答 12 育成者権者に代わり、専門的に育成者権を管理し、戦略的なライセンス（登録品種又は一般品種について、その育成者権者等が、当該品種に係る知的財産権その他の知的財産（ブランド、栽培技術などを含む。）に由来する権原に基づき、他者に対し、当該品種そ

の他当該品種に係る知的財産の利用を許諾・許可すること。)や侵害の監視・対応等を適切に行う体制及び計画を有することについて、農林水産省から認定を受けた機関で、法人であることが想定されています。

問 13 これまで定額補助を受けていた品目でも、りんご、ぶどう、もも、かんきつ、なし、かき、いちご、かんしょ、ながいも、メロン、コメ及び茶以外の品目の品種の補助率は1/2以内となるのですか？

答 13 そのとおりです。

問 14 これまで補助対象外であった種子繁殖性植物の野菜（スイカ、ハウレンソウ、キャベツ、ハクサイ、トマト等）、花き（パンジー、ペチュニア、サルビア等）については、引き続き補助対象外となるのですか？

答 14 いいえ、本事業は輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目（果樹類、いちご等）（以下「輸出重点品目」という。）の品種並びに侵害リスクが高く、輸出への影響が懸念される栄養繁殖性植物及び穀類の品種を原則としていますが、種子繁殖性の野菜及び花きについても補助対象からは除外されません。ただし、補助率は1/2以内となります。

問 15 Iの「8.代理人の指定の有無」について、代理人が現在決まっておらず、今後JATAFFの指定代理人に依頼する場合は、その旨を記載すればいいですか？

答 15 その旨記載してください。

問 16 Iの「5. 出願品種の販売の状況」は、未譲渡性の確認のための項目ですか？

答 16 そのとおりです。

問 17 1団体で複数の品種の支援を申請する場合は、別添 1-1 はどのように作成すればいいのですか？

答 17 別添 1-1 は品種ごとに作成し、品種 A を別添 1-1-1、品種 B を別添 1-1-2、品種 C を別添 1-1-3 として、品目ごとに、優先順位の順にまとめるようにしてください。

問 18 IIの7にある「公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備」を「実施する」と「令和9年度までに実施する予定」とはどのように違うのですか？

答 18 「実施する」は申請時点で当該判断基準が整備されているものであり、「令和9年度までに実施する予定」は申請時点では令和9年度までに当該判断基準を整備する予定のものです。

なお、「実施する」（申請時点で当該判断基準が整備されている）を選択する場合には、審査時に加算点の付与対象かの確認のため、整備された判断基準を添付ください。

判断基準が公的機関における知的財産戦略、農産物の生産振興方針等に記載されている場合は、記載箇所（ページ）をメールベタ打ち等でお知らせくださいますよう、御協力ください。

問 19 「IV. 経費見込み」はどのように算定すればいいのですか？

答 19 指定代理人等からの聞き取り、過去の事業実績等に基づき、適切に算定してください。

問 20⇒問 18 に統合